

二種縁起説論考

小 谷 信 千 代

一 赤沼の二種縁起説論

原始仏教に説かれる縁起に「有情数縁起」と「一切法因縁生の縁起」と呼ばれる二種があることはよく知られている。しかしそれら二種の縁起説が相互にどのような関係にあるのか、あるいはそれらはそれを別個に説く対応經典をもつものであるか、ということについてはあまりよく知られていないのではないであらうか。

二種の縁起説をそのように呼称したのは舟橋一哉博士によれば赤沼智善教授である（以下敬称を省略する）。舟橋は前者を「有情が迷いの世界に流転する、その流転のすがたを説く縁起説」であり、後者を「迷いの生にあつては、すべては種々様々な条件によつて条件づけられて存在するもの、即ち条件に依存するものばかりであつて、条件を離れて、条件と無関係に存在するものは一つもない」ことを説く縁起説であると言う。^①

赤沼は大正十四年一月刊行の『宗教研究』に、縁起説が「かなり賑かに論議せられ、諸家の説の間にもいろいろ相違が顕れて居る」状況を前にして、縁起説の原意を明確にするために、パーリ・ニカーヤと漢訳阿含經に出る縁起説を網羅し、三十五種類に分類し整理した一覧表を載せている。^②そしてそれらを十三種類の正系と二十二種類の別系との二種に分類し、その趣旨を考察している。正系とは、無明から始まり老死に至るいわゆる十二支の内、支をすべて

用いるか亦はその幾つかの支のみを用いる縁起説であり、別系とは十二支以外の、例えば四食とか思量などの支を交えて用いる縁起説である。さらに赤沼は、九支・八支・五支の縁起説を十支の縁起説の省略形と考えて、正系の縁起説は十二支と十支との二種の系列に分類できると言う。十二支縁起、及びそれから無明と行の支を除いた十支縁起に代表される正系の縁起説は一般にいわゆる「縁起説」としてよく知られているものである。

他方、別系の縁起説は正系の縁起説ほどには知られていない。それは例えば四食を支に加える縁起説としては、相應部に説かれる次のような識食から始まる縁起説が挙げられる。四食とは搏食(食物)・触食(六根による対象との接触)・意思食(生きんとする意思)・識食(認識作用)という、衆生の生存を維持し生命を保持するものを意味する。^④

識食は未来の再有再生の縁である。それがあるとき六処がある。六処を縁として触がある。(以下、受↓愛↓取↓有と続く)

他の多くの別系の縁起説もこれと同趣で、有情の輪廻する相を説明するものであり、それゆえ赤沼は別系の縁起説も「正系の縁起系列の説明補足に過ぎない」と言う。^⑤したがって正系も別系も赤沼の取り上げた三十五種類の縁起説はすべて有情の輪廻転生する有りさまを示す「有情数縁起説」のみであることとなる。

赤沼の分類し整理した一覧表とそれに基づく考察を見る限り、赤沼がそこにパーリ・ニカーヤと漢訳阿含経に出る縁起説として取り上げたものはすべて有情数縁起説である。それ以外に「一切法因縁生の縁起」と呼ばれる縁起説が説かれた形跡は窺えない。

釈尊が縁起説を説かれた意図を、赤沼は、その時代に一般に信じられていた、有情の生活と苦悩とを過去世の業によって決定されているものとする説(宿作因説)や、神によって作られ支配されるものとする説(尊祐説)や、因も縁も無いまったく偶然のものとする説(無因無縁説)を否定して、しかるべき因縁によって生ずるものであることを、それぞれその数の支によって示そうとしたことにあると言う。^⑥

この語は一覽表に基づいてなされた考察と一致する。

にもかかわらず赤沼は「實際はこの方面の所説は極めて尠いのである」^⑦が、有情数縁起とは異なる「諸法の因縁生を云う方面もある」と言う。諸法の因縁生つまり一切法因縁生の縁起については「衆縁造の故に無常であると云ふ事は、此は動かない真理である。(中略)この意味における縁起説は、原始經典には餘り見受けないものである」と言い、五分律等に説かれる「法は因に縁りて生ず、如来は其の因を説く。また因に縁りて滅す」といういわゆる法身偈と呼ばれる語を引用するのみで經の語そのものは示していない。^⑧赤沼が、実際にはこの縁起説が「餘り見受けない」にもかかわらず原始經典に説かれているに相違ないと考えたのは、「婆沙論」に「品類足論作如是言。云何縁起法。謂一切有為法」と説かれていることに由るものと思われる。^⑨

舟橋は、赤沼のように二種を無関係な説として截然と分ける場合には「一切法因縁生の縁起」は甚だ影の薄いものとなってしまう、と批判する。^⑩そう批判した上で舟橋は「一切法因縁生の縁起」と「有情数縁起」とを縁起の有する二面と解釈し、原始經典に説かれる縁起説は實際は有情数縁起説のみであり、有情数縁起説にこれらの二面が意味されているとする考え方を提示している。^⑪

筆者にはこの考え方が妥当であると思われる。それは『婆沙論』^⑫『俱舍論』^⑬『順正理論』^⑭の「經は有情数縁起のみを説く」とする記述とも一致する。^⑮舟橋のこの考えは原始經典における縁起説を理解する上で極めて重要である。というのは、これら二種の縁起説の関係を明確にしないままでは、いかに詳細に縁起説を考察しても、原始經典における縁起説の意図は明らかにならないからである。

二 平川の二種縁起説論

平川彰博士の著作集第一巻『法と縁起』には縁起に関する詳細な論文が収められている。^⑯従来の縁起説研究の中で

最も勝れた業績の一つであると言える。平川は原始經典に説かれる縁起説を、「苦の原因を追求した教説群」と「法の成立を考察した教説群」との二種に分ける。前者は老死から遡って無明に向かう方向で観察することを本来の形とする縁起説で、五、八、九、十、十二等の支分を有する支縁起説であり、後者は法の相互の関係を支と支との関係として考察する、支縁起とは異なる系列の縁起説であるとする。前者は赤沼の言う有情數縁起説に相当し、後者は一切法因縁生の縁起説に相当する。

平川が原始經典に説かれる縁起説を考察するために取り上げるほとんどは苦の原因を追求した教説群である。平川は「苦の原因を追求した教説群」を考察した後に、これらの教説群によって示される「全苦蘊の集を滅すること」が縁起の意味ではないと述べて、縁起の意味を述べる教説群へと考察の対象を転ずる。平川は、縁起そのものの意味は「支と支との関係」に求められるべきだと主張する。その関係を述べるのが「法の成立を考察した教説群」であると言う。その教説群の一つとして『相應部』第二二「因縁相應」第二〇經の次のような記述が取り上げられている。¹⁰⁾

比丘等よ、縁起とは何ぞや。比丘等よ、生の縁よりして、老死あり。如來世に出づるも、若しは如來世に出でざるも、この界 (sa dhatu) は確立し、法の決定性、此縁性なり。

平川はこの中に説かれる「生の縁よりして、老死あり」というのが「縁起」であり、縁起は二つの支の間に「縁つて生ずる」関係があることと、その関係の眞理性とを意味するのであると言う。つまり平川によれば、縁起説は二つの支の關係性とその眞理性を説く教説である。そしてそれはいわゆる縁起の定型句としてよく知られているものによって示されている縁起説でもあると言う。たとえば『相應部』「因縁相應」第四一經に次のように説かれるのである。平川訳で示せば以下のごとくである。

彼に、この聖なる理趣 (ariyo hayo) が般若によつて、よく見られ、よく通達されるとは如何。

家主よ、ここに聖声聞は「縁起」をよく作意す。かく、「かれが有るとき、これが有り、かれが無いとき、これ

が無い。かれが生ずることより、これが生じ、かれが減することより、これが減す」と。

即ち、無明の縁より行がある。行の縁より識がある。……

平川は、この経には無明が始まる十二支縁起が説かれるが、それは途中で省略されており、それゆえここで「縁起」として指示されているものは「かれが有るとき、これが有り云々」という定型句であると考えてよい、と言う。¹³

平川も赤沼と同様、支縁起を正系と別系とから成るものと考えるが、赤沼よりはさらに一步踏み込んで、原始経典には支縁起とは異なる別の縁起の系列が認められると主張する。その系列を平川は「苦の生存の根拠を示そうとしているものではない、法の相互の関係を示す」縁起説、つまり「法の成立を考察した教説群」であると言う。それは例えば『相応部』『界相応』の一連の短経に説かれる次のような縁起説である。

「あるとき世尊は」舍衛城に住しておられた。比丘らよ、種々界に縁つて種々触が生ずる。比丘らよ、種々界とは何か。眼界・耳界・鼻界・舌界・身界・意界である。比丘らよこれを種々界と言う。比丘らよ、種々界に縁つて種々触が生ずるとはいかなることか。比丘らよ、眼界に縁つて眼触が生じ、耳界に縁つて耳触が生じ——意界に縁つて意触が生じる。比丘らよ、このように種々界に縁つて種々触が生ずるのである。¹⁴

確かにここには「苦の原因を追求した教説」は述べられておらず、法の相互の関係のみが示されており、支縁起とは異なる別の系列の縁起が説かれていると言える。

以上のように平川は、原始経典に説かれる縁起説を「苦の原因を追求した教説群」と「法の成立を考察した教説群」との二種に分け、前者は支縁起を説く経典に見られる縁起説であり、後者はそれとは異なる別の系列の縁起を説く経典に見られる縁起説であるとする。そして、前者は、縁起の道理そのものを説明することを目的とはせず、縁起の関係をを利用して「苦の生存」の原因を明らかにすることを目的とし、他方、後者は、「支と支との関係」つまり縁起の道理そのものを明らかにすることを目的とする、と言う。このように平川は、原始経典に説かれる縁起説にはそ

れぞれ別の目的をもつ二つの系列が存在する、と考える。それが先述の、原始経典に説かれる縁起説は有情数縁起説のみであり、有情数縁起説に「一切法因縁生の縁起」と「有情数縁起」と呼ばれるような二面が含まれるとする舟橋の考えとは異なる点である。筆者には舟橋のように理解するほうが妥当であるように思われる。そう考える理由を示せば以下のようになる。

先に示したように平川は、「苦の生存の根拠を示そうとしているものではない、法の相互の関係を示す」縁起説を述べる経典の例として『相応部』『因縁相応』第四一経を引用し、そこには無明で始まる十二支縁起が説かれるが、それは途中で省略されており、それゆえそこに「縁起」として指示されているものは「かれが有るとき、これが有り云々」という定型句であると考えてよい、と述べていた。しかしその経には、平川の引用中には出てこないが、実際には平川が引用を省略した箇所、次のように「全苦蘊の集」「全苦蘊の滅」という語が述べられている。

このようにしてこの全苦蘊の集はある。他方、無明が残り無く離貪し滅することにより行は滅し、行が滅することにより識は滅する。このようにしてこの全苦蘊の滅はある。これが彼において聖なる理趣が般若によつてよく見られよく通達されることである。^②

つまり平川は「無明に縁つて行はあり。行に縁つて識はある」という箇所を引用を中断し、その中に十二支縁起は説かれるが、それは途中で省略されているので、そこに説かれる「縁起」は「かれが有るとき、これが有り云々」という定型句のみであると考えたのである。けれども平川が引用を中断したその後の経文の中には「全苦蘊の集」「全苦蘊の滅」が説かれている。それゆえこの経もただ「法の相互の關係」のみを示すものではなく、やはり「苦の生存の根拠を示そうとしている」ものと考えるべきである。

また「法の成立を考察した」経典の例として取り上げられた『相応部』『界相応』については、平川の引用した経を収める「第一品」においては、確かに「苦の生存の根拠」を示すような記述は見当たらないが、それに続く「第二

品」の第二經「有因」には

比丘らよ、それと同様に、いかなる沙門あるいは婆羅門といえども、生じた邪な想を直ちに捨離し排除し滅し消滅しないならば、彼は現世において苦しみ悩み絶望し煩悶し続け、身壞命終の後には悪趣が待ち受けるであろう、と苦悩に原因の存することが説かれている。ゆえにこの経も「苦の生存」の原因を追求する縁起説群に数えるべきものである。赤沼はこの経を、正系の縁起説を補足説明する別系の縁起説中に分類して有情数縁起説の一つと見ている。つまり「苦の生存」の原因を追求する縁起説群の中に入れるべきものと考えている。

三 舟橋の二種縁起説論

以上のようにわれわれは、原始經典には有情数縁起説のみが説かれており、赤沼の言う二種の縁起説つまり「一切法因縁生の縁起説」と「有情数縁起説」は、それぞれ個別の經典に説かれる別個の縁起説ではなく、舟橋が主張するように、有情数縁起説の有する二面あるいは二つの意義と解するのが妥当であることを確認した。舟橋は、縁起説の二面を検討した最後に、そのように二面に分けた自らの意図を「一つであることを言うおうとして、假りに二つに分かたに過ぎない。それ故に、分ち得ない二つを、説明の便宜上、無理に分かつて今まで論じて来たことになるのである」と記している。^{②③}

それでは、このように原始經典に説かれる縁起説を有情数縁起説のみであるとした場合、一切法因縁生の縁起説は、有情数縁起説にとつて、いかなる意義をもつことになるのであろうか。

先に示したように赤沼の「一切法因縁生の縁起説」は平川の「法の成立を考察した教説群」に相当する。そして平川は「法の成立を考察した教説群」は「かれが有るとき、これが有り云々」という定型句によって示されると言う。しかしこの定型句（舟橋は「縁起の型」と呼ぶ）によって「一切法因縁生の縁起説」が説かれるとしたのは舟橋が先

である。²⁷⁾

舟橋は原始經典に説かれるその定型句を「一切法因縁生の縁起」を説く語であると考え。それは、赤沼が縁起説を二種に分類する説を立てつつ、その内の一切法因縁生の縁起説の典拠を「この意味における縁起説は、原始經典には餘り見受けられないものである」と述べて經典に見出し得ずに、五分律等の律典に説かれる「法は因に縁りて生ず、如来は其の因を説く。また因に縁りて滅す」という法身偈を引用せざるを得なかつた弱点を補足するものである。舟橋は赤沼が一切法因縁生の縁起説の典拠を法身偈に求めたことについて次のように述べる。

阿含における縁起説は實は（別系をも含めて）十二縁起説以外にはないのであつて、十二縁起説とは別に、一切法因縁生の縁起説を立てるといふことは、故赤沼教授も認めて居られる如く、資料の上において不充分なものがあるからである。故赤沼教授が漢譯の律の韃度分中に辛うじてこれを發見せられたといふことは、これを示してゐる。²⁸⁾

舟橋は、一切法因縁生の縁起説を「衆縁造の故に無常であると云ふ真理」を説くものとしつつも、その典拠を原始經典中に見出せなかつた赤沼の「不充分なもの」を、縁起經の所々に説かれる「かれが有るとき、これが有り云々」という「縁起の型」を「資料」とすることによって補足しようとしたのである。それゆえ当然のことながら舟橋は、一切法因縁生の縁起説の意義を、諸行が無常であることの根拠を説くことにあるとする。舟橋は、一切法因縁生の縁起説の意義を無常の根拠を説くことにあるとする赤沼の主張は、無常と有為と縁已生（縁起生）とが經典に同義語として用いられることを根拠として論証し得ると考へる。舟橋がその經典上の根拠として挙げるもの一つ、例えば『相應部』「蘊相應」第二「無常品」第二二經には次のように説かれている。

大徳よ、「滅なり、滅なり」と説かれますが、大徳よ、いかなる法が滅するがゆえに「滅なり」と説かれるのですか。阿難よ、色は、無常であり、有為であり、縁起生であり、消滅するものであり、衰滅するものであり、離

貪すべきものであり、滅するものである。それゆえ「滅なり、滅なり」と説かれるのである。²³⁾

このように無常と有為と縁已生とが同義語として用いられることに基づいて、舟橋は次のように述べる。

「縁りて起れること」が「縁起」なのであるから、「縁起生」なるものは、「縁起」の道理に随つて生起してゐる

(即ち成り立っている)ものである。その「縁起生」が「無常・有為」の同義語として用ひられてゐるといふ

ことは、そのまま、無常・有為の論理的な根拠としての「縁起」が説かれてゐるものと、理解してよいと思ふ。²⁴⁾

その無常・有為の論理的な根拠としての「縁起」の意味を舟橋は、ものごとが様々な条件によつて「起り来る経過」ではなく、「種々様々な条件に縁つて、そのようなものとして成り立っている」²⁵⁾ことであると云う。この一切法因縁生の「縁起」の意味、すなわち「縁起」そのものの意味については後に改めて考えたい。

無常・有為なるものが苦であることは原始經典の常に説く所である。舟橋が一切法因縁生の縁起説を有情数縁起説の有する一面と解するのを妥当だとするのは、一切法因縁生の縁起説が諸行が無常であることの論理的根拠を示す役目を果たし、それによつてこそ有情の生存の苦たる所以を示す有情数縁起説が成立し得ると考へてのことと思われる。このように舟橋は、一切法因縁生の縁起説を、有情数縁起説にとつて、有情の生存の苦なることの論理的根拠を示すという意義をもつものと考えるのである。

四 縁起の意味

先に述べたように舟橋は、『相應部』に縁起生という語が無常・有為と同義語として用いられていることを根拠として、一切法因縁生の「縁起」の意味すなわち「縁起」そのものの意味を、あらゆる物事が「種々様々な条件に縁つてそのようなものとして成り立っていること」である、と述べる。他方、平川は『相應部』第一二經「因縁相應」第一二〇經「縁」に説かれることを資料として挙げて「法則的力」が「縁起」の意味であると言ふ。平川訳では次の通り

である。

比丘等よ、縁起 (paticca-samuppada) とは何ぞや。比丘等よ、生の縁よりして老死あり。如来(世に)出づるも、如来(世に)出でざるも、この界 (sa dhatu) は確立し、法の確立性・法の決定性・此縁性 (idappaccayatā) なり。

——比丘等よ、無明の縁よりして行あり。比丘等よ、かくここにおける如性 (tathata) ・不虚妄性 (avivahata) ・不異如性 (samāhata) ・此縁性なるもの、比丘等よ、これが縁起と言われる。^④

つまり、ここには「無明の縁よりして行あり」ということが如性・不虚妄性・不異如性・此縁性であるとされ、それが縁起であると説かれている。それゆえ、縁起とは「無明の縁よりして行あり」にそなわる「法則的力」を指しているものであり、したがって縁起は、十二縁起の全体を指すのではなく、二つの支の關係に含まれる「力」を指すものと理解してよい、と言う。^⑤

平川は、この経の相当経が漢訳『雜阿含』卷二二とトリパーティーによって出版された梵本の『因縁相應の二十五経』の第一四経にあり、そこにはこのパーリ本『相應部』には欠けている「かれが有るとき、これが有り云々」という縁起の定型句があることを指摘している。^⑥ その縁起の定型句が、平川の言う「法の成立を考察した教説群」、赤沼の言う「一切法因縁生の縁起説」を示すものであることは先に述べた通りである。それゆえ平川はここに「縁起」そのものの意味が説かれていると言い、その意味を「法則的力」であると言う。

この経には前後の二支の間にそなわる如性・不虚妄性・不異如性・此縁性が縁起と言われている。それゆえ縁起とは「法則的力」を指すと平川は言う。平川がそう言うのは、如性や不虚妄性等が「法則的力」の存在を指すものと考へてのことと思われる。しかしその場合は、如性や不虚妄性等と「法則的力」とは結果と原因の關係にあるものであって、同一のものとは言えないことになる。それゆえ舟橋の言うように、あらゆる物事が「種々様々な条件に縁つてそのようなものとして成り立っていること」と考へるほうがむしろ妥当であろうが、なお一考を要する。

この点に関して『俱舍論』世間品に注目すべき記述がある。そこには、縁起と縁已生とに関して有部が前者を原因とし後者を結果とする主張に対して、經量部の行った反論が次のように述べられている。

それも經に反している。經には「それとは」異なつた仕方であつて、以上、ここなる法性、法の確定性、乃至、不顛倒性、すなわち、これがあるときかれがある」云々と説いて、「以上、ここなる法性、法の確定性、乃至、不顛倒性、これが、縁起である」と「説かれる」。そして「ここで」「法性」と呼ばれるのは法の本性、法の習性である。ゆえに、この法性なるもの、この決定性(ḥyāma)なるものが「縁起で」ある。「すなわち」無明があるときにのみ行が生ずるのであつて、そうでなければ「生じ」ない。こ「の決定性」が縁起なのであつて、たんなる原因「が縁起なの」ではない。^⑤

etad apy utsūtram. sūtre 'nyathā nirdeśāt. "pratītyasamutpādaḥ katham. yadutāsmin satīdam bhavattī vistareno-
ktvā iti yā 'tra dharmatā dharmasthitā yāvad aviparyastatā ayaṃ ucyate pratītyasamutpāda." iti. dharmatā ca
nāma dharmajātir dharmāṅgāṃ śailīḥ. ato yeyam dharmatā ya eṣa niyamah. avidyāyām eva satyāṃ saṃskārā bhava-
vanti nānyathā. eṣa pratītyasamutpādo na heṭur eva.

不思議なことにこの一段落はチベット訳にも西漢訳にも存在せず、称友・安慧・滿増のどの疏にも注釈されていない。それゆえこれまで注意されなかつたのかとも思われるが、世親が縁起の意味をどう考えていたかを理解するため重要な資料になるものと思われる。

ここには先ず、縁起が「これがあるときかれがある」という定型句によつて示されることが述べられている点が目される。このことから、世親自身はこの定型句を「此縁性」(īdampṛatyayātā)とは呼んではいけないが、縁起の意味を縁起の定型句の示す「此縁性」と考えていたことが分かる。世親が縁起の定型句を縁起の意味を示すものと考えていたことは、縁起の語の意味(padartha)を解釈した後はその言わんとする意味(vākyārtha)を述べる次のような言葉

からも窺える。

ところで次のことが「縁起の」言わんとする意味である。「これがあるときかれがある。これが生ずるによりてかれが生ずる、という意味が縁起である」ということである。^⑧

同様のことが中観学派の論師たちによっても表明されている。清弁 (Bhāvavivēka, 490-570) は『般若灯論』の中で『俱舍論』の縁起の記述を踏まえて縁起の語義解釈を展開しているが、その中で縁起の意味を此縁性 (idampratyayatā) であると言つ。

「これ在るときにこれ在り、これ生ずるが故にこれ生ず」という此縁生 (idampratyayatā) の意味が、「縁起」の意味である。^⑨

月称も前提条件つきではあるがそのことを容認するという。^⑩

そしてその「此縁性」は「決定性」(niḥama) と呼ばれている。この場合、決定性とは、「無明があるときにのみ行が生ずるのであって、そうでなければ「生じ」ない。こ「の決定性」が縁起なのであって、ただ原因であることだけ「が縁起なの」ではない」と述べられているように、何らかのものが生じるための単なる原因の一つではなく、それなくしてはそのものが生じることのできない決定的な原因であることを意味する。それゆえ「無明に縁つて行あり」という場合、その此縁性としての縁起説が、行が生ずるのに決定的な原因が無明のみに限定されることを示すことにある。

世親は、この少し後に、経に「これがあるときかれがあり。これが生ずるによりてかれが生ずる」という句 (pariyāya) の説かれる理由を四つ挙げるが、その第一の理由として次のように述べる。

「それは」限定 (avadhāraṇa) のためである。別「の経」に「無明があるときに「のみ」諸行があり、無明がないときには諸行はない」と説かれているように。^⑪

この記述にも、世親が「これあればかれあり云々」という縁起の定型句の意味を、二つの縁起支の間に限定の關係があることを示すものと考えていたことが明瞭に述べられている。「此縁性」(idappaccatā)の意味を理解するには、『長部』第一五「大因経」における用例が役立つと平川は言う。その用例を平川訳で示すと次のごとくである。

この縁よりして老死ありや (athhi idappaccayā jarā-maraṇam 𑖀) と問われるならば、「有り」と言われるべきである。もしいかなる縁よりして (kim paccayā) 老死があるやと言われるならば、「生の縁よりして老死あり」と言われるべきである。^⑭

この経に基づいて平川は、「此縁性」はある法に対して、特定の法が縁となつていることが「決まり」であること示すのに用いられていると見ることができると述べる。そしてこの場合の「この」(idam)には「この」という意味とともに、それを強めて「この決まった」という意味があると見てよい、と述べる。また、それゆえこの経の英訳者リス・デヴィズ夫妻は idappaccayā を particular cause と訳していると述べる。

右に引用したように athhi idappaccayā jarā-maraṇam 𑖀 の語を平川は「この縁よりして老死ありや」と訳しているが、それでは意味をなさない。この語は、経の冒頭で阿難が世尊に向かって「縁起の法は難解ではない」と述べたことに対して、世尊が彼を諫めて「縁起の法が難解であるために世間はそれを理解し得ず、それゆえ輪廻を出離することができないのだ」と説き、それに続いて阿難に向けて発せられたものである。もし idappaccayā を「この縁よりして」を意味すると解するとすれば、世尊の言葉の中には「この縁」によって指示されるべきものが見当たらない。それゆえ、idappaccatā は、文脈からして「この縁」ではなく、リス・デヴィズ訳のように「特定の縁」を意味するものと解すべきである。南伝大蔵経では「定まれる縁に依りて老死ありや」と訳され、近年出版された岡野潔氏の訳でも「なにか特定のもの成り条件(縁)とすることによって老いること・死ぬこと(老死)があるのだろうか」と訳されているのも同様に解してのことと思われる。これらの解釈は、先述の世親の「此縁性」を「決定性」(niyama)

と呼び、縁起の定型句の意味を二つの縁起支の間に限定の関係があることを示すものとする考えとも一致する。

「此縁性」を「決定性」と説くものとする世親の解釈は、法身偈を一切法因縁生の縁起を説くものとする赤沼の解釈ともよく符合する。法身偈は「縁起法頌」とも呼ばれ、パーリ律「小品」^④を始め四分律や五分律等^⑤に説かれる。四分律では、まだ六師外道の一人サンジャイン・ヴァイラッティープトラ（刪若梵志）の弟子であった舍利弗（優波提舍）の「汝の師大沙門は何の法を説くのか」という問いに対する、仏弟子アシュヴァジツト（阿濕卑）の答えとして次のように説かれる。

如来 因縁生の法を説く。亦、因縁滅の法を説く。

若し法の因りて生ずる所、如来 是の因を説く。

若し法の因りて滅する所、大沙門 亦此の義を説く。

此れが是れ我が師の説なり。

この偈を聞いて舍利弗は即時に塵垢が尽きて法眼浄を得たとされる。彼の旧師サンジャイン（サンジャヤ）は質問に対して確定した答えをせず、とらえどころのない答弁をする懷疑論者であったと伝えられる。^⑦彼の答弁のとらえどころのなさは『長阿含』所収の「沙門果経」に「あたかも人が李のことをたずねているのに、瓜について答え、瓜のことをたずねているのに李について答えるというような類いのものであった。実際に修行の報いがあるか否かがたずねられているのに、その返答にも別のことを論ずる」^⑧のような師であったと述べる記述からも充分に見て取れる。

舍利弗もそのような師の許にあつて心の満たされない修行の日々を送っていたのであろう。アシュヴァジツトから法身偈を聞いて即時に法眼浄を得たと述べる伝承が、仏陀に帰依する直前まで彼が格闘していた問題とその切実さをよく物語っていると考えられる。その問題は「法が因りて生ずる所」に存在する「是の因」が明確に指示されることによつて初めて解決されるものであつた。それゆえ、法が生ずる場合の決定的な因を示さず、因があるとも言い、

ないとも言い、何ら確定した事は述べずに、言を左右して懷疑論に終始する師サンジャヤの答えに満足できなかったのである。法身偈を聞いたときに舍利仏に帰仏を促したのは、そこに説かれる、物事には必ず決まった原因が存在するという事、すなわち「決定性」(此縁性)という道理であつたと思われる。

むすび

以上、われわれは原始仏教に説かれる「有情数縁起」と「一切法因縁生の縁起」と呼ばれる二種の縁起説について考察した。その結果、原始經典に説かれるのは有情数縁起説のみであり、二種の縁起説は截然と區別すべきものではなく、一切法因縁生の縁起説は有情数縁起説の一側面として述べられたものと解するのが妥当であること、そしてその一切法因縁生の縁起説は「此縁性」を説く定型句によつて述べられること、さらにその意味は二つの縁起支の間に限定の関係がある「決定性」を示すものであることを確認した。(平成十七年十二月十二日脱稿)

註

- ① 舟橋一哉「一切法因縁生の縁起」をめぐって」(『佛教學セミナー』第三七号、一九八三年)一頁。舟橋は「有情数」とは「有情に関する」「有情に属する」の意味である、と説明する。同著『原始仏教思想の研究』七二頁参照。
- ② 赤沼智善『原始佛敎之研究』(法蔵館、一九八一年)四七六―四八〇頁。
- ③ 赤沼『原始佛敎之研究』四七八頁。
- ④ 平川彰『平川彰著作集第一卷 法と縁起』(春秋社、一九八八年)四〇九頁。
- ⑤ 赤沼『原始佛敎之研究』四八三頁。舟橋は「故赤沼教授に倣つて」十支九支七支等の縁起説を「別系の縁起説」と名づけ、所謂十二支縁起説を「正系の縁起説」と称すると言ふ(舟橋前掲書七一頁)が、赤沼の別系と正系との分類がそうでないことは今述べたごとくである。舟橋の誤解である。
- ⑥ 赤沼智善『佛敎教理之研究』(法蔵館、一九八一年)三三頁。

⑦ 赤沼『佛教教理之研究』三八頁。

⑧ 赤沼前掲書三九頁。舟橋前掲書六五—六六頁參照。

⑨ 赤沼前掲書二八頁參照。

⑩ 舟橋前掲論文二頁。

⑪ 舟橋前掲論文二頁。同著『原始仏教思想の研究』七七頁。

⑫ 大正二七、卷三三、一一七頁下八。契經唯說有情數緣起法。

⑬ *AKB*, 133, 21-22. *trividhasya sammohasya vyāvartanārthan satvākhya eva trikāṇḍās ca pratīyasamutpāda upadiśati*. 大正二九、卷九、四九頁上—一一二。為除如是三際愚惑故。經唯說有情緣起。山口益・舟橋一哉『俱舍論の原典解明』(法藏館、一九五五年)一七三頁。

⑭ 大正二九、卷二五、四八〇頁下二〇—二一。論通說有情及非情。契經但依有情數說。

⑮ 本庄良文「說一切有部の緣起說—舟橋一哉說の検討—」(『印仏研』第四八第一号、一九九九年)四二七頁。

⑯ 平川前掲書四〇—一五五八頁、第五章緣起說の源流。

⑰ 平川前掲書四九二頁。

⑱ 平川前掲書四九三頁。 *SN vol. ii, p.70, 7-14. katamo cassa ariyo ñāyo paññāya sudīṭho hoti suppatividdho. idha gahapati ariyāsvako paṭiccasamuppādañēva sādhuḥkam yoniso manasi karoti. iti imasmiṃ sati idam hoti. imasmiṃ asati idam na hoti. imassuppāda idam uppañjati. imassa nirodha idam nirujjati. yadidam avijjāpaccayā saṅkhārā. saṅkhārapaccayā viññāṇam.*

⑲ 平川前掲書四九三頁。

⑳ 平川前掲書四九七頁。

㉑ *SN vol. ii, pp.140-141.*

㉒ 平川前掲書四九一頁。

㉓ *SN vol. ii, p.70, 14-19. evam etassa kevalassa dukkhakkhandassa samudayo hoti. avijjāya tveva asesaviṅgamanirodhā saṅkhāranirodho. saṅkhāranirodhā viññānanirodho. pe. evam etassa kevalassa dukkhakkhandhassa nirodho hoti. ayaṃ assa ariyo ñāyo paññāya sudīṭho hoti suppatividdho.*

②4 SN vol. ii, p.152, 7-12. evam eva kho bhikkhave yo hi koci samāno vā brāhmaṇo vā uppannam viśamagatam saññam na khippam eva pajahati vinodeti vyanṭikaroti anabhāvaṃ gamehi. so ditthe ceva dhamme dukkham viharati savighātam sa-upāyasam separiṭṭham kāyassa ca bhedaṃ param maraṇā duggatim pātikanhā.

②5 赤沼『原始佛教の研究』四七九頁。

②6 舟橋前掲書七六一七七頁。

②7 舟橋はこの論文を一九四二年に口頭発表し一九五二年に『原始仏教思想の研究』として刊行している。平川の論文はもと『仏教思想の諸問題』（一九八五年）に掲載されたものである。

②8 舟橋前掲書七五頁。

②9 SN vol. iii, p.24, 21-26. nirodho nirodho ti bhante vuccati. katamesānaṃ kho bhante dhamānaṃ nirodhā nirodho ti vucca-tīti. rūpaṃ kho ānanda amiccaṃ saṅkhatam paticca-samuppannaṃ khyadhammaṃ veyadhammaṃ viāgadhamaṃ nirodhadhammaṃ. tassa nirodhā nirodho ti vuccati.

③0 舟橋前掲書六二二頁参照。

③1 同前。

③2 平川前掲書五二二頁。平川訳に少し手を加えて引用した。

SN vol. ii, pp.25, 17-26, 6. katamo ca bhikkhave paticca-samuppādo. jātipaccayā bhikkhave jarāmaraṇam uppādā vā taṭhāgatānaṃ anuppādā vā taṭhāgatānaṃ. thitā va sā dhātu dhammaṭṭhitatā dhammaniyyamatā idappaccayatā. avijjāpaccayā bhikkhave saṅkhārā. iti kho bhikkhave yā tatra taṭhatā avitahatā anaññataṭhatā idappaccayatā. ayaṃ vuccati bhikkhave paticca-samuppādo.

③3 平川前掲書五二二頁。

③4 平川前掲書五二二頁。

③5 平川前掲書五二二頁。

Tripiṭhī, *Fünfundzwanzig Sūtras des Nidānasamyutta*, Berlin, 1962, pp.147-149. prāṭhyasamupādaḥ katamaḥ. yadutāsmin satīdam bhavaty asyotpādād idam utpadyate. yadutāvidyāpratrayāḥ saṃskārā jāvat samudayo bhavati. avidyāpratrayāḥ

samskāra ity utpādād vā taḥgatānaṃ anuṭpādād (vā) (sth) itā evēyaṃ dharmatā dharmashtīaye dhātu(h)…… (1)(1) yātra dharmatā dharmashtīyitā dharmānyamatā dharmayāhātāhā avitahatā ananyahā bhūtaṃ satyātā tatvatā yāhātāhā aviparītā aviparyastatā idampratyayatā prātīyasamutpādānulomatā.

③⑥ *AKBh.* 137, 7-12. (1)(1)に挙げたのは筆者たちの行っている『俱舍論』の輪読会に本庄良文氏が提供された訳に筆者が手を加えたものである。nyamaḥを「決定」としたのは筆者の考えによる。

③⑦ nonyahā ya nānyahā 訂正。

③⑧ *AKBh.* 138, 15-16. esa tu vākyaṛthah. asmin saty asya bhāvo 'syotpādād idam utpadyata iti yo 'rthah so 'rthah prātīyasamutpāda iti.

③⑨ *Pratīpavāḥpa-mūlamadhyanika-vṛtti.* Der. No.3853, Tsha. 46b4.

④⑩ 江島恵教『中論』注釈書における「縁起」の語義解釈（『平川彰博士古稀記念論集仏教思想の諸問題』春秋社、一九八五年）一五一—一五四頁。

④⑪ *AKBh.* 138, 24-26. kimarthaṃ punar bhagavān paryādvayam āha "asmin satīdam bhavati asyotpādād idam utpadyate" iti. avadhāraṇārtham. yathānyatāhā "avidyāyāṃ satyāṃ samskāra bhavanti. nāyatāvīdyāyāḥ samskāra" iti.

④⑫ 平川前掲書五三四頁。DN vol. II, p.55.

④⑬ 『原始仏典第二卷 長部經典Ⅱ』（春秋社、二〇〇三年）七三頁及び四八二頁注四参照。

④⑭ *Mahāvagga.* Vinaya, vol. i, pp.40, 41.

ye dhammā hetuppabhavā tesam hetuṃ taḥgato āha
tesaṃ ca yo nirōdho evaṇvādi mahāsamaṇo 'ti.

④⑮ 大正二二、卷三三、七九八頁下。如來說因縁生法。亦說因縁滅法。若法所因生如來說是因。若法所因滅大沙門亦說此義。此是我師說。

④⑯ 大正二二、卷一六、一一〇頁。我師所說法、從縁生亦從縁滅、一切諸法空無有主。

④⑰ 平川彰『インド仏教史』上（春秋社、一九七四年）二五頁。中村元『中村元選集第二三卷「決定版」仏弟子の生涯』（春秋社、一九九一年）二六頁。

④8 大正一、卷一八、一〇八頁下二八―二九。猶如人問李瓜報問瓜李報。彼亦如是。我問現得報不。而彼異論答我。沙門果經のテキスト・翻訳・研究については梵文仏典研究会「梵文『沙門果經』和訳(1)」(『佛教大学仏教学会紀要』第二号、一九九四年)に報告されている。